

## 国立大学法人高知大学資金運用実施要領

平成 22 年 3 月 10 日  
学 長 裁 定

最終改正 令和 4 年 8 月 9 日

(趣旨)

第 1 条 この要領は、国立大学法人高知大学資金運用規則（以下「規則」という。）第 15 条の規定により、余裕金の運用に関し必要な事項を定める。

(長期運用)

第 2 条 理事（財務・労務管理担当）は、期間が 1 年を超える運用（長期運用）について、学長の承認を得て行うものとする。

(短期運用)

第 3 条 理事（財務・労務管理担当）は、期間が 1 年以内の運用（短期運用）について、財務部長に行わせるものとする。

2 財務部長は、前項の運用を行ったときには、運用商品、運用金額、運用期間その他運用に関する事項を理事（財務・労務管理担当）に報告するものとする。

(余裕金の運用に係る事務を担当する者)

第 4 条 理事（財務・労務管理担当）は、前条に規定するもののほか、余裕金の運用に係る事務を担当する者を指名して、その業務の一部を処理させるものとする。

附則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 28 年 3 月 30 日学長裁定）

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 31 年 3 月 19 日学長裁定）

この要領は、平成 31 年 3 月 19 日から施行する。

附則（平成 31 年 3 月 27 日学長裁定）

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附則（令和 4 年 8 月 9 日学長裁定）

この要領は、令和 4 年 8 月 9 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。